

令和 3 年度 福井県若狭町・奈良県広陵町における  
PPP/PFI 手法優先的検討規程策定・運用に関する  
調査検討支援業務

報告書【概要版】

令和 4 年 3 月

## 目次

第 I 章. 業務内容 .....	1
1 本業務の目的 .....	1
2 本業務の内容 .....	1
1) 支援対象団体に対する検討.....	1
第 II 章. 支援対象団体に対する支援.....	3
1 福井県若狭町 .....	3
1) 支援対象団体における支援概要.....	3
2) 優先的検討規程案の策定支援.....	4
3) 優先的検討規程案に基づいた運用支援.....	14
2 奈良県広陵町 .....	18
1) 支援対象団体における支援概要.....	18
2) 優先的検討規程案の策定支援.....	19
イ. 費用総額の比較による評価.....	28
ロ. その他の方法による評価.....	28
3) 優先的検討規程案に基づいた運用支援.....	30
3 優先的検討規程の策定・運用に関する課題等整理.....	39
1) 各支援対象団体において、優先的検討規程を策定するにあたっての課題....	39
2) 支援の過程で得られた他の地方公共団体にて策定するにあたっての留意点..	40

## 第I章. 業務内容

### 1 本業務の目的

内閣府では、地方公共団体等が公共施設等の整備等を効率的かつ効果的に実施するため、PPP/PFI手法の適用の従来の調達等の手法に優先して検討する規程である「優先的検討規程」の策定・運用を推進している。

本業務は、支援対象となる地方公共団体が「優先的検討規程」を策定・運用しようとする取組に対し、その運用が適切かつ継続的に実施されるよう支援するとともに、支援の過程で得られた知見を他の地方公共団体における仕組み構築の参考となるような事例を作成するものである。

### 2 本業務の内容

本業務では、支援対象団体に対して下記の業務を実施した。

#### 1) 支援対象団体に対する検討

##### (1) 優先的検討規程案の策定支援

優先的検討規程の策定・運用の準備及び試行段階として、支援対象団体の取組について、下記の支援を実施した。

- ・ 支援対象団体が優先的検討規程を策定・運用しようとする目的を明確化した。
- ・ 支援対象団体が PPP/PFI 手法の導入を優先的に検討する取組を継続的に実施できるように、優先的検討規程案に取り入れるべき方策の案を作成した。
- ・ 支援対象団体に対して、実効性のある優先的検討規程を策定する、あるいは運用するために求められる知見を提供した。

##### (2) 優先的検討規程案に基づいた運用支援

上記(1)の支援を通して支援対象団体が策定した優先的検討規程案に基づき、下記の支援を実施した。

- ・ 支援対象団体の職員が、優先的検討規程を運用して進める予定の事業案件について、支援開始時の段階から事業者選定に至るまでのシナリオ・手順フロー図を作成するにあたって、必要な情報を収集し、提供した。
- ・ 作成した手順フロー図にて、事業案件を現在の段階から次の段階に進めるために、必要な情報を収集し、整理した。
- ・ 支援を通じて得られた知見をもって、規程案の運用における課題を検討し、整理した。必要に応じて規程案へのフィードバックを行い、規程の策定に向けての改善案を提示した。

(3) 優先的検討規程の策定・運用に関する課題等整理

支援対象団体が、優先的検討規程を策定・運用するにあたり、必要な取組や留意点、現行の手引類で改善を検討すべき点について整理した。

他の地方公共団体が、優先的検討規程を策定・運用することに参考となる取組や留意点、現行の手引類で改善を検討すべき点について、支援対象団体における支援の過程で得られた知見から整理した。

## 第II章. 支援対象団体に対する支援

### 1 福井県若狭町

#### 1) 支援対象団体における支援概要

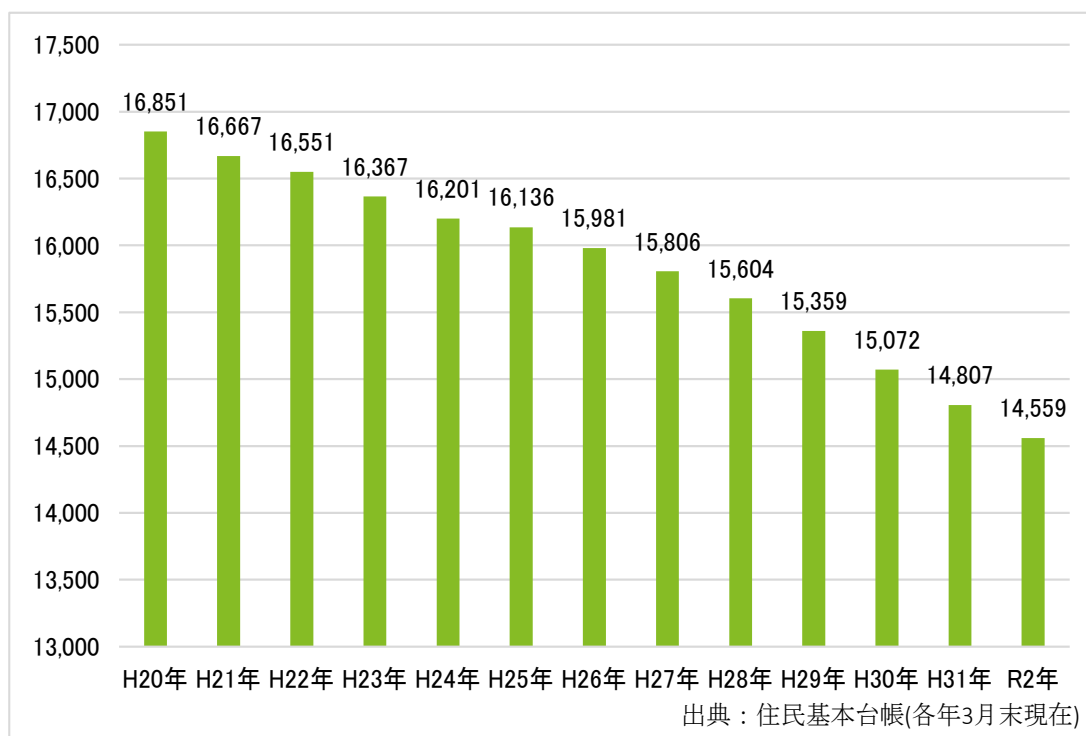
##### (1) 支援対象団体の概要

支援対象団体である福井県若狭町の概要は、図表Ⅱ-1-1、図表Ⅱ-1-2 に示す通りである。

図表Ⅱ-1-1 支援対象団体の概要

自治体名	福井県若狭町
経緯	平成 17 年 三方郡三方町と遠敷郡上中町が合併し、誕生
人口/世帯数	14,101 人/4,963 世帯（令和 4 年 1 月 31 日現在（住民基本台帳））

図表Ⅱ-1-2 支援対象団体の人口推移



## 2) 優先的検討規程案の策定支援

### (1) 優先的検討規程の策定・運用目的の検討

内閣府では、令和3年6月に優先的検討規程の的確な運用が求められる地方公共団体の対象を人口20万人以上から人口10万人以上の団体に拡大し、令和5年度末までの策定を促すこととなっている。それらを踏まえ、厳しい財政状況の中で効果的かつ効率的な公共施設等の整備等を進めるために、多様なPPP/PFI手法の導入が適切かどうかを、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法に優先して検討することが重要となっている。

若狭町では、令和2年度に個別施設計画を策定し、公共施設等の再編の方向性などを検討しており、今後具体的な取組を実施する予定である。現在、総務課や政策推進課が中心となって取組を進めているが、PPP/PFIに関する庁内推進体制は整備されていない。また、ふくい地域プラットフォームへ参加するなど、PPP/PFIに関するノウハウの取得を図っているが、庁内においては引き続き知識やノウハウが不足していることが課題となっている。

これらの現状・課題を踏まえ、優先的検討規程を策定することにより、公共施設等の再編や施設整備、運営方法の見直しの際の検討フローを明確にし、主体となり管理する部署など庁内体制を検討することで、策定後に円滑な運用ができる体制づくりを目的とした。また、庁内においてPPP/PFIに対する知識やノウハウの習得を図るとともに、優先的検討規程に関する周知や理解醸成を行うこととした。

(2) 優先的検討規程案の構成と支援内容

現地への派遣・オンライン形式での協議等を通じ、内閣府から出されている「PPP/PFI 手法導入優先的検討規程策定の手引」を参考に、若狭町における「若狭町 PPP/PFI 手法導入優先的検討規程（案）」（以下、「優先的検討規程案」という。）に取り入れるべき項目案の作成を行った。

規程案に取り入れるべき項目案は、図表Ⅱ-1-3 に示す通りである。

図表Ⅱ-1-3 優先的検討規程案に取り入れるべき項目案

項目	検討にあたってのポイント
1.総則	
一 目的	特になし
二 定義	特になし
三 対象とする PPP/PFI 手法	内閣府から出されている手引以外に、近年運営面での手法が新たに出ているため、検討規程に盛り込むか検討する必要がある。
2.優先的検討の開始時期	
一 公共施設等総合管理計画又は「インフラ長寿命化基本計画」（平成 25 年 11 月 29 日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）Ⅳの「個別施設計画」の策定又は改定を行うとき	特になし
二 「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（平成 26 年 8 月 29 日総務省自治財政局通知）第 2 の「経営戦略」の策定又は改定を行うとき	特になし
三 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成 26 年 12 月 27 日閣議決定）Ⅱ 2（3）の「地方版総合戦略」の策定又は改定を行うとき	特になし
四 第二号に掲げるもののほか、公営企業の経営の効率化に関する取組を検討する場合	特になし

	五 国公有地の未利用資産等の有効活用を検討する場合	特になし
	六 公共施設等の集約化又は複合化等を検討する場合	特になし
<b>3.優先的検討の対象とする事業</b>		
	一 次のいずれかに該当する事業その他民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用する効果が認められる	資金調達コストの差異など定量的側面だけでなく、業務効率化やサービス向上など定性的側面も含めて総合的に対象事業を検討する必要がある。
	二 次のいずれかの事業費基準を満たす公共施設整備事業	事業費を町の実態に即した総額の検討が必要である。
	三 対象事業の例外	特になし
<b>4.適切な PPP/PFI 手法の選択</b>		
	一 採用手法の選択	特になし
	二 評価を経ずに行う採用手法導入の決定	町の実態に即した検討が必要である。
<b>5.簡易な検討</b>		
	一 費用総額の比較による評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 簡易な検討の趣旨について、追記を行うことが望ましい。</li> <li>・ 費用総額に入れる費用項目の検討が必要である。</li> <li>・ 各費用項目の定義を検討することが必要である。</li> </ul>
	二 その他の方法による評価	費用総額の比較による評価だけでは、事業規模が小さい事業では、プラス評価が出づらいのが実情であるため、市民サービス向上など定性的な評価項目を追加する必要がある。
<b>6.詳細な検討</b>		
	詳細な検討	評価基準に関する検討が必要である。
<b>7.結果の公表</b>		
	一 簡易な検討の結果の公表	結果の公表に関する方針や項目などの検討が必要である。
	二 詳細な検討の結果の公表	結果の公表に関する方針や項目などの検討が必要である。



(3) 優先的検討規程案の策定

項目案の検討を踏まえて、図表Ⅱ-1-4に示す通り、優先的検討規程案の策定を行った。

図表Ⅱ-1-4 若狭町 PPP/PFI 手法導入優先的検討規程案の概要

項目	内容
1.総則	
一 目的	本規程は、優先的検討を行うにあたって必要な手続を定めることにより、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起を図り、効率的かつ効果的に社会資本を整備するとともに、国民に対する低廉かつ良好なサービスの提供を確保し、もって国民経済及び地域経済の健全な発展に寄与することを目的とする。
二 定義	本規程において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。 イ. PFI 法 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号） ロ. 公共施設等 PFI 法第 2 条第 1 項に規定する公共施設等 ハ. 公共施設整備事業 PFI 法第 2 条第 2 項に規定する公共施設等の整備等に関する事業 ニ. 利用料金 PFI 法第 2 条第 6 項に規定する利用料金 ホ. 運営等 PFI 法第 2 条第 6 項に規定する運営等 ヘ. 公共施設等運営権 PFI 法第 2 条第 7 項に規定する公共施設等運営権 ト. 整備等 建設、製造、改修、維持管理若しくは運営又はこれらに関する企画をいい、国民に対するサービスの提供を含む。 チ. 優先的検討 本規程に基づき、公共施設等の整備等の方針を検討するにあたって、多様な PPP/PFI 手法の導入が適切かどうかを、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法に優先して検討すること リ. 指針 「多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針」（令和 3 年 6 月 18 日民間資金等活用事業推進会議決定）

三 対象とする PPP/PFI 手法	本規程の対象とする PPP/PFI 手法は次に掲げるものとする。										
	1) 民間事業者が公共施設等の運営等を担う手法										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="651 360 919 409">手法名</th> <th data-bbox="919 360 1353 409">概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="651 409 919 651">公共施設等運営権方式</td> <td data-bbox="919 409 1353 651">利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を行政が有したまま施設の事業運営に関する権利を長期間にわたって付与する方式。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="651 651 919 846">指定管理者制度</td> <td data-bbox="919 651 1353 846">地方自治法第 244 条の 2 に基づき、公の施設の管理・運営を、法人その他の団体に包括的に行わせることができる制度。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="651 846 919 943">包括的民間委託</td> <td data-bbox="919 846 1353 943">性能発注の考え方に基づく委託方式。原則として複数年契約。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="651 943 919 1039">O (運営等 Operate) 方式</td> <td data-bbox="919 943 1353 1039">民間事業者が維持管理及び運営を行う方式。</td> </tr> </tbody> </table>	手法名	概要	公共施設等運営権方式	利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を行政が有したまま施設の事業運営に関する権利を長期間にわたって付与する方式。	指定管理者制度	地方自治法第 244 条の 2 に基づき、公の施設の管理・運営を、法人その他の団体に包括的に行わせることができる制度。	包括的民間委託	性能発注の考え方に基づく委託方式。原則として複数年契約。	O (運営等 Operate) 方式	民間事業者が維持管理及び運営を行う方式。
手法名	概要										
公共施設等運営権方式	利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を行政が有したまま施設の事業運営に関する権利を長期間にわたって付与する方式。										
指定管理者制度	地方自治法第 244 条の 2 に基づき、公の施設の管理・運営を、法人その他の団体に包括的に行わせることができる制度。										
包括的民間委託	性能発注の考え方に基づく委託方式。原則として複数年契約。										
O (運営等 Operate) 方式	民間事業者が維持管理及び運営を行う方式。										
	2) 民間事業者が公共施設等の設計、建設又は製造及び運営等を担う手法										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="651 1178 895 1227">手法名</th> <th data-bbox="895 1178 1353 1227">概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="651 1227 895 1469">BTO 方式</td> <td data-bbox="895 1227 1353 1469">民間事業者が施設の設計・施工・維持管理・運営を包括して行う方式。施設の所有権は、建設完了後速やかに民間事業者から行政に移転する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="651 1469 895 1711">BOT 方式</td> <td data-bbox="895 1469 1353 1711">民間事業者が施設の設計・施工・維持管理・運営を包括して行う方式。施設の所有権は、事業終了後に民間事業者から行政に移転する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="651 1711 895 1906">BOO 方式</td> <td data-bbox="895 1711 1353 1906">民間事業者が施設の設計・施工・維持管理・運営を包括して行う方式。施設の所有権は、民間事業者から移転しない。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="651 1906 895 1998">DBO 方式</td> <td data-bbox="895 1906 1353 1998">行政が資金調達を行い、民間事業者に施設の設計・施工を委託す</td> </tr> </tbody> </table>	手法名	概要	BTO 方式	民間事業者が施設の設計・施工・維持管理・運営を包括して行う方式。施設の所有権は、建設完了後速やかに民間事業者から行政に移転する。	BOT 方式	民間事業者が施設の設計・施工・維持管理・運営を包括して行う方式。施設の所有権は、事業終了後に民間事業者から行政に移転する。	BOO 方式	民間事業者が施設の設計・施工・維持管理・運営を包括して行う方式。施設の所有権は、民間事業者から移転しない。	DBO 方式	行政が資金調達を行い、民間事業者に施設の設計・施工を委託す
手法名	概要										
BTO 方式	民間事業者が施設の設計・施工・維持管理・運営を包括して行う方式。施設の所有権は、建設完了後速やかに民間事業者から行政に移転する。										
BOT 方式	民間事業者が施設の設計・施工・維持管理・運営を包括して行う方式。施設の所有権は、事業終了後に民間事業者から行政に移転する。										
BOO 方式	民間事業者が施設の設計・施工・維持管理・運営を包括して行う方式。施設の所有権は、民間事業者から移転しない。										
DBO 方式	行政が資金調達を行い、民間事業者に施設の設計・施工を委託す										

			る。施設の所有権は行政にあり、維持管理・運営を民間事業者に包括して発注する（公設民営）。				
		RO 方式	民間事業者が施設の改修・維持管理・運営を包括して行う方式。施設の所有権の移転はない。				
		ESCO	Energy Service Company の略で、省エネルギーに関する包括的なサービスを提供する事業。				
		3) 民間事業者が公共施設等の設計及び建設又は製造を担う手法					
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>手法名</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>BT 方式</td> <td>民間事業者が施設の設計・施工を包括して行う方式。 維持管理・運営は、行政又は民間事業者が行う。施設の所有権は、建設完了後速やかに民間事業者が行政に移転する。</td> </tr> </tbody> </table>		手法名	概要	BT 方式	民間事業者が施設の設計・施工を包括して行う方式。 維持管理・運営は、行政又は民間事業者が行う。施設の所有権は、建設完了後速やかに民間事業者が行政に移転する。
手法名	概要						
BT 方式	民間事業者が施設の設計・施工を包括して行う方式。 維持管理・運営は、行政又は民間事業者が行う。施設の所有権は、建設完了後速やかに民間事業者が行政に移転する。						
		<p>※上記の PPP/PFI 手法は例示であり、例えば、公的不動産の利活用（定期借地権方式、公共所有床の活用、占用許可等の公的空間の利活用等）等を追加することも考えられます。</p> <p>※公共施設等運営権方式については、BTO 方式等と組み合わせ活用することも考えられます。</p>					
<b>2.優先的検討の開始時期</b>							
		<p>新たに公共施設等の整備等を行うために基本構想、基本計画等を策定する場合及び公共施設等の運営等の見直しを行う場合のほか、次に掲げる場合その他の公共施設等の整備等の方針を検討する場合に、あわせて優先的検討を行うものとする。</p> <p>一. 公共施設等総合管理計画又は「インフラ長寿命化基本計画」（平成 25 年 11 月 29 日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）IVの「個別施設計画」の策定又は改定を行うとき</p> <p>二. 二. 「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（平成 26 年 8 月 29 日総務省自治財政局通知）第 2 の「総合戦略」の策定又は改定を行うとき</p>					

	<p>三. 三.「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成 26 年 12 月 27 日閣議決定）Ⅱ2（3）の「地方版総合戦略」の策定又は改定を行うとき</p> <p>四. 第二号に掲げるもののほか、公営企業の経営の効率化に関する取組を検討する場合</p> <p>五. 国公有地の未利用資産等の有効活用を検討する場合</p> <p>六. 六.公共施設等の集約化又は複合化等を検討する場合</p>
<p>3.優先的検討の対象とする事業</p>	
<p>一.次のいずれかに該当する事業その他民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用する効果が認められる公共施設整備事業</p>	<p>イ.建築物又はプラントの整備等に関する事業</p> <p>ロ.利用料金の徴収を行う公共施設整備事業</p>
<p>二.次のいずれかの事業費基準を満たす公共施設整備事業</p>	<p>イ.事業費の総額が 5 億円以上の公共施設整備事業（建設、製造又は改修を含むものに限る。）</p> <p>ロ.単年度の事業費が 1 億円以上の公共施設整備事業（運営等のみを行うものに限る。）</p>
<p>三.事業費基準の例外</p>	<p>検討にあたり、導入すること自体が目的ではなく、最も効果的・効率的な事業手法であった場合に導入を選択することとする。</p> <p>イ.民間による事業実施に制度的な障壁がないこと 法令等により、民間事業者が事業主体になることが制限されていない事業とする。</p> <p>ロ.民間の経験やノウハウが活用できること PPP/PFI は民間の資金、技術、ノウハウ等を活用して、効果的でより質の高い公共サービスの提供を図るもので、民間事業者がそうしたノウハウ等を有し、かつ、創意工夫が発揮できる事業内容であることが必要である。</p> <p>ハ.長期にわたり安定して継続される事業であること PPP/PFI 事業は、支払額の平準化が可能となるため、事業期間が長いほど毎年の支払額は少なくなる。しかし、事業開始</p>

	時に想定される全ての取り決めを契約にするため、事業期間中に民間事業者に委ねる業務内容を変えることは容易ではない。そのため、事業期間中に業務内容が大幅に変更する可能性がないか検討することが必要である。
四.対象事業の例外	次に掲げる公共施設整備事業を優先的検討の対象から除くものとする。 イ.既に PPP/PFI 手法の導入が前提とされている公共施設整備事業 ロ.競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成 18 年法律第 51 号)に基づく市場化テストの導入が前提とされている公共施設整備事業 ハ.民間事業者が実施することが法的に制限されている公共施設整備事業 ニ.災害復旧事業等、緊急に実施する必要がある公共施設整備事業
<b>4.適切な PPP/PFI 手法の選択</b>	
一.採用手法の選択	町は、優先的検討の対象となる公共施設整備事業について、次の 5 の簡易な検討又は 6 の詳細な検討に先立って、当該事業の期間、特性、規模等を踏まえ、当該事業の品質確保に留意しつつ、最も適切な PPP/PFI 手法（以下「採用手法」という。）を選択するものとする。 この場合において、唯一の手法を選択することが困難であるときは、複数の手法を選択できるものとする。
二.評価を経ずに行う採用手法導入の決定	町は、採用手法が次に掲げるものに該当する場合には、それぞれ次に定めるところにより、当該採用手法の導入を決定することができるものとする。 イ.指定管理者制度  次の 5 の簡易な検討及び 6 の詳細な検討の省略 ロ.当該事業が施設整備業務の比重の大きいもの又は運営等の業務内容が定型的なものに該当する場合における BTO 方式  次の 5 の簡易な検討を省略し、6 の詳細な検討を実施 ハ.民間事業者から PPP/PFI に関する提案がある場合であって、当該提案において、従来型手法による場合と採用手法を導入した場合との間での費用総額の比較等の客観的な評価により、当該採用手法の導入が適切であるとされている場合に

		おける当該採用手法 次の 5 の簡易な検討を省略し、6 の詳細な検討を実施
<b>5.簡易な検討</b>		
一.趣旨		<p>町は、次の 6 の詳細な検討に先立ち、採用手法について、次の二の基準に従って簡易な評価を行うことにより、導入に適しないと評価された公共施設整備事業は、詳細な検討を行うまでもなく PPP/PFI 手法を導入しないこととすることができるものとする。</p> <p>この簡易な検討にあたっては、専門的な外部コンサルタントを活用した詳細な費用等の比較を行うことまでは必要としない。</p>
二.評価基準		<p>イ.費用総額の比較による評価</p> <p>町は、別紙の PPP/PFI 手法簡易定量評価調書により、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法による場合と、採用手法を導入した場合との間で、次に掲げる費用等の総額（以下「費用総額」という。）を比較し、採用手法の導入の適否を評価するものとする。</p> <p>4 において複数の手法を選択した場合においては、各々の手法について費用総額を算定し、その最も低いものと、従来型手法による場合の費用総額との間で同様の比較を行うものとする。</p> <p>①公共施設等の整備等（運営等を除く。）の費用  ②公共施設等の運営等の費用  ③民間事業者の適正な利益及び配当  ④調査に要する費用  ⑤資金調達に要する費用  ⑥利用料金収入</p> <p>なお、この比較にあたっては、PPP/PFI 手法の導入について民間事業者との意見交換が行われている場合には、上記費用等の算定にあたってその内容を踏まえるものとする。</p> <p>ロ.その他の方法による評価</p> <p>町は、採用手法の過去の実績が乏しいこと等により費用総額の比較が困難と認めるときは、イにかかわらず、次に掲げる評価その他公的負担の抑制につながることを客観的に評価することができる方法により採用手法の導入の適否を評価することができるものとする。</p> <p>①民間事業者への意見聴取を踏まえた評価</p>

		<p>②類似事例の調査を踏まえた評価</p> <p>③民間の資金、技術、ノウハウ等を活用して、効果的でより質の高い公共サービスの提供を図るもので、民間事業者がそうしたノウハウ等を有し、かつ、創意工夫が発揮できる事業内容と評価できる</p>
<b>6.詳細な検討</b>		
一.趣旨		町は、5においてPPP/PFI手法の導入に適しないと評価された公共施設整備事業以外の公共施設整備事業を対象として、詳細な検討を行い、採用手法の適否を評価するものとする。
二.評価基準		詳細な検討において、公共施設等の管理者等は、専門的な外部コンサルタントを活用するなどにより、要求水準、リスク分担等の検討を行ったうえで、詳細な費用等の比較を行い、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法による場合と、採用手法を導入した場合との間で、費用総額を比較し、採用手法の導入の適否を評価するものとする、
<b>7.評価結果の公表</b>		
		<p>町は、公共施設整備事業が5又は6でPPP/PFI手法の導入に適しないと評価した場合には、次に掲げる事項を、インターネット上で公表するものとする。公表の時期については入札手続等の公正さを確保するため、入札手続の終了後等の適切な時期に行うものとする。</p> <p>一.PPP/PFI手法を導入しないこととした旨</p> <p>二.評価の内容（5の二イ①から⑥に掲げるそれぞれの費用等の額を含む。）</p>

#### (4) 別添資料案の作成

実際に優先的検討規程案を運用する際の運用フローや検討メンバー構成、検討方法などについて取りまとめた資料として「別添1 若狭町PPP/PFI手法優先的検討規程運用案」を作成した。

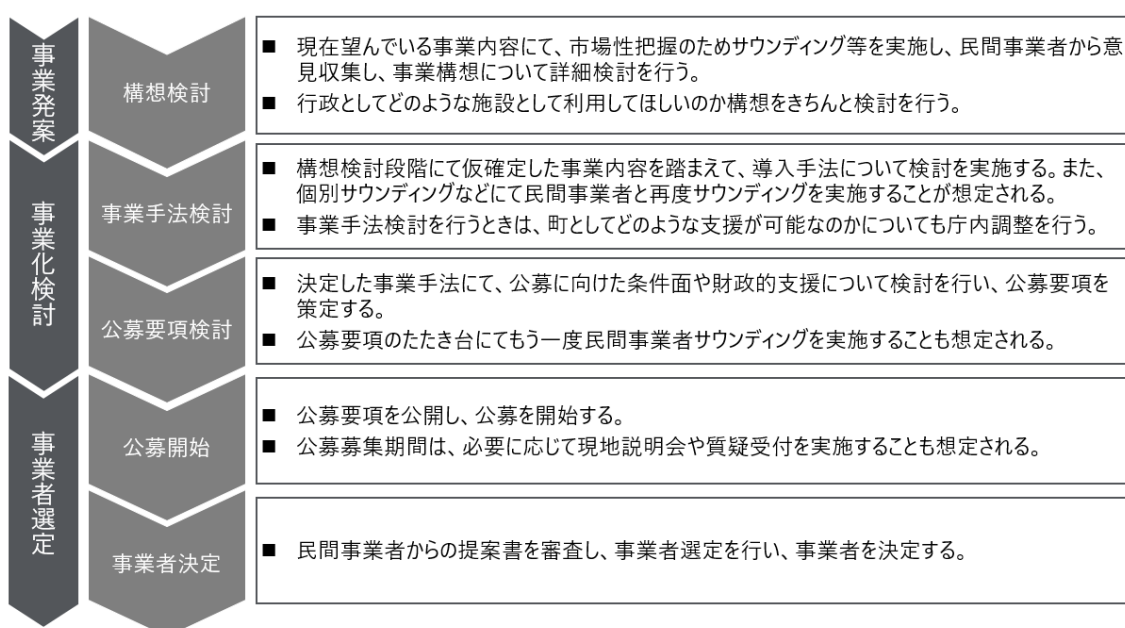
また、簡易な検討の検討結果の報告書として「別添2 PPP/PFI簡易検討調書」を作成した。

3) 優先的検討規程案に基づいた運用支援

(1) 事業案件に関する事業開始時から事業者選定に至るまでのシナリオ・手順フロー図の作成

図表Ⅱ-1-5 に示す通り、事業構想の検討時から事業者選定に至るまでのシナリオを作成し、各段階で留意すべき点や民間事業者からのサウンディングを各段階にて実施することにて実現性の高い官民連携事業となるため、サウンディングの実施ポイントも合わせて記載した。

図表Ⅱ-1-5 作成した手順フロー図





(2) 優先的検討規程案の改善案の提示

事業案件の検証結果を踏まえて、図表Ⅱ-1-6に示す通り、優先的検討規程案の課題を抽出し、優先的検討規程案の改善案を作成した。

図表Ⅱ-1-6 若狭町 PPP/PFI 手法導入優先的検討規程（案）の改善案

項目	課題	反映内容
2.優先的検討の開始時期	様々な計画等が記載しており、簡潔に記載されていない。	公共施設の整備等や運営の見直しを行う時というように記載を変更した。
3.優先的検討の対象とする事業	対象事業の選定基準に事業費基準を入れるとその規模に達する事業がなかなかないため優先的検討が進まない。	事業費基準に関する記載を削除し、庁内の政策ヒアリングでの結果を踏まえて対象事業の可否を決定することに変更となった。その際に、「①官民連携を実施する際に障壁はないか」「②民間のノウハウを發揮できるか」を検討事項として記載した。
5.簡易な検討		
二 評価基準	定量的評価は、事業費規模が大きい事業でないとプラス評価が出てこないため、事業規模が小さい団体では実情に即していない。	簡易な検討では、定量的評価は実施せず、定性的評価のみを実施することとし、定性的評価項目も長期的な安定性よりも民間のノウハウの活用の必要性に従事する内容に変更した。
6.詳細な検討		
二 評価基準	一般的にはコンサルタント等に業務委託するのが一般的だが、予算確保できるか現実的に難しい	庁内職員で実施することを前提に、定量的評価を簡易 VFM 算定することとし、定性的項目を「類似事例調査を踏まえた評価」「民間ヒアリング結果を踏まえた評価」「民間ノウハウの活用有無」の3項目として、検討を行うことに変更した。

### (3) 優先的検討規程を策定するにあたっての課題と解決の方向性

#### ① 優先的検討の対象事業の設定方法

人口 20 万人以上の地方公共団体が優先的検討規程を策定する際には、「①建設費も含めた事業費が 10 億円以上である事業」または「②単年度の事業費が 1 億円以上である事業」を対象事業とするケースが多数ある。しかし、人口 20 万人未満の地方公共団体では、該当する大規模事業が少なく、各団体の実態にそぐわないなどの課題が生じており、本業務でも対象基準として事業費の設定が課題となった。

本業務では、事業費基準で対象事業を抽出するのではなく、庁内での政策ヒアリングなど定性的な観点から、優先的検討の対象事業を抽出することを優先することとなった。中小規模団体では、対象事業の設定方法について課題となる。

#### ② 簡易な検討方法

対象事業を庁内職員で実施する簡易な検討について、多くの地方公共団体では、簡易 VFM 算定を行い、財政的に効果が出るかを検証のうえ、詳細な検討の実施可否を判断している。しかし、VFM 算定では一定規模以上の事業が有利になる可能性があるなど事業規模に大きく影響される。人口 20 万人未満の地方公共団体では、一定規模以上の大規模事業が少なく、簡易 VFM 算定結果だけで簡易な検討を実施するのは PPP/PFI 事業の推進が難しくなると考えられる。

そのため、簡易な検討を行う際には、従来型手法では提供できないサービスの実施や民間事業者と連携することで、生じる効果などが期待できる事業などがあることから、定性的評価を入れることにより、直接的に財政的な効果が見込まれにくい事業でも PPP/PFI 事業の詳細検討が可能となる。

#### ③ 詳細な検討方法

通常、詳細検討を行う際には導入可能性調査など外部のコンサルタントなどに委託を行うことが多いが、人口 20 万人未満の団体では、委託費を確保することが難しいなどの課題がある。そのため、詳細検討を庁内職員独自で実施することができるよう、VFM 算定や民間ヒアリング調査、類似事例調査等を行うノウハウを事前に整理する必要がある。

#### ④ 事業手法について

昨今では PFI 手法に限らず様々な PPP に関する事業方式が出てきている。今後人口 20 万人未満の地方公共団体で PPP/PFI 事業の推進に向けて、これらの様々な事業手法など検討する必要がある、職員に対する普及啓発等が課題になる。

#### (4) 庁内研修会の開催

PPP/PFI に係る基本的な理解の促進と、優先的検討規程の取組の普及を目的とし、庁内研修会の開催を支援した。庁内研修会の開催概要は、図表Ⅱ-1-7に示す通りである。

庁内研修会では、各課から職員が参加したことで、PPP事業を始めとした官民連携事業の必要性及びPPP/PFI事業の各スキームに関する基礎情報や優先的検討規程に関する情報の周知を図ることができた。

図表Ⅱ-1-7 若狭町庁内研修会の開催概要

日時	令和3年12月16日(木) 13:30~15:00
場所	福井県若狭町三方役場
参加者	若狭町職員 23名
プログラム	1. 開会の挨拶 2. 講演①「PPP/PFIの概要」 3. 講演②「PPP/PFI手法導入優先的検討規程の概要」

## 2 奈良県広陵町

### 1) 支援対象団体における支援概要

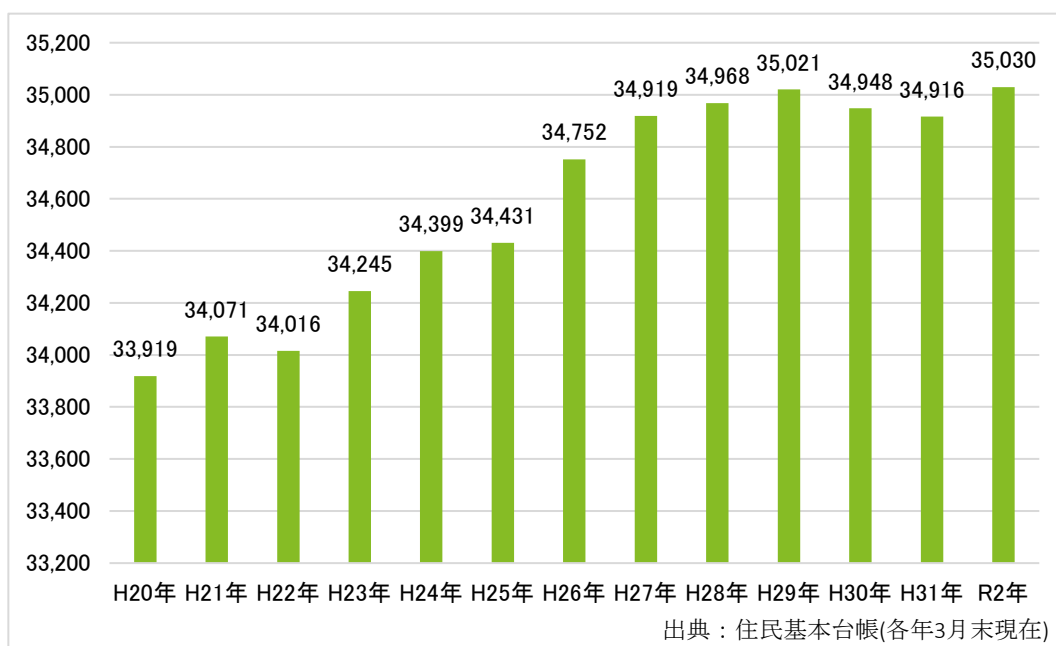
#### (1) 支援対象団体の概要

支援対象団体である奈良県広陵町の概要は、図表Ⅱ-2-1、図表Ⅱ-2-2 に示す通りである。

図表Ⅱ-2-1 支援対象団体の概要

自治体名	奈良県広陵町
経緯	昭和30年 馬見町・瀬南村・百済村が合併し、広陵町が誕生 昭和31年 箸尾町が編入され、現在の広陵町となる
人口/世帯数	35,191人/13,607世帯(令和3年3月31日現在(住民基本台帳))

図表Ⅱ-2-2 支援対象団体の人口推移



(2) 規程を運用して進める事業案件等の概要

支援対象団体における規程を運用して進める事業案件等の概要は、図表Ⅱ-2-3に示す通りである。

図表Ⅱ-2-3 規程を運用して進める事業案件等の概要

案件名	概要
長寿命化施設 改修事業	町内にある9施設（保健福祉施設、スポーツ・レクリエーション施設、学校教育施設、子育て支援施設）において、改修・維持管理業務と、一部の施設では運営事業を民間事業者に委託することにより、民間ノウハウの活用を検討している。

2) 優先的検討規程案の策定支援

(1) 優先的検討規程の策定・運用目的の検討

内閣府では、令和3年6月に優先的検討規程策定の的確な運用が求められる地方公共団体の対象を人口20万人以上から人口10万人以上の団体に拡大し、令和5年度末までの策定を促すこととなった。それらを踏まえ、厳しい財政状況の中で効果的かつ効率的な公共施設等の整備等を進めるために、多様なPPP/PFI手法の導入が適切かどうかを、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法に優先して検討することが重要となっている。

広陵町では、令和2年度に「広陵町公共施設長寿命化保全計画」を策定し、公共施設等の再編や施設の改修などの方向性を検討しており、今後具体的な取組を実施する予定である。企画政策課が中心となって取組を進めており、令和4年度からが推進部署を設定し、庁内として官民連携事業の推進に向けて体制構築を行っている。一方で、庁内職員にはPPP/PFIに対する啓発普及が不十分であることが課題となっている。

これらの現状・課題を踏まえ、優先的検討規程を策定することによって公共施設の再編や施設整備や運営方法の見直しの際の検討フローを明確にし、官民連携事業推進に向けた庁内体制構築した次年度以降にスムーズに検討が推進されることを目的とし、あわせて庁内において官民連携に対する知識やノウハウの普及啓発を行うこととした。

(2) 優先的検討規程案の構成と支援内容

現地への派遣・オンライン形式での協議等を通じ、広陵町における「広陵町PPP/PFI手法導入優先的検討規程（案）」（以下、「優先的検討規程案」という。）に取り入れるべき項目案の作成を行った。

規程案に取り入れるべき項目案は、図表Ⅱ-2-4に示す通りである。

図表Ⅱ-2-4 優先的検討規程案に取り入れるべき項目案

項目	検討にあたってのポイント
1.総則	
一 目的	特になし
二 定義	特になし
三 対象とする PPP/PFI 手法	内閣府から出されている手引き以外に、近年運営面での手法が新たに出ているため、検討規程に盛り込むか検討する必要がある。
2.優先的検討の開始時期	
一 公共施設等総合管理計画又は「インフラ長寿命化基本計画」(平成 25 年 11 月 29 日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定)Ⅳの「個別施設計画」の策定又は改定を行うとき	特になし
二 「公営企業の経営に当たっての留意事項について」(平成 26 年 8 月 29 日総務省自治財政局通知)第 2 の「経営戦略」の策定又は改定を行うとき	特になし
三 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(平成 26 年 12 月 27 日閣議決定)Ⅱ 2 (3) の「地方版総合戦略」の策定又は改定を行うとき	特になし
四 第二号に掲げるもののほか、公営企業の経営の効率化に関する取組を検討する場合	特になし
五 国公有地の未利用資産等の有効活用を検討する場合	特になし
六 公共施設等の集約化又は複合化等を検討する場合	特になし
3.優先的検討の対象とする事業	
一 次のいずれかに該当する事業その他民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用する効果が認めら	資金調達コストの差異など定量的側面だけでなく、業務効率化やサービス向上など定性的側面も含めて総合的に対

れる	象事業を検討する必要がある
二 次のいずれかの事業費基準を満たす公共施設整備事業	事業費を町の実態に即した総額の検討が必要である。
三 対象事業の例外	特になし
<b>4.適切な PPP/PFI 手法の選択</b>	
一 採用手法の選択	特になし
二 評価を経ずに行う採用手法導入の決定	町の実態に即した検討が必要である
<b>5.簡易な検討</b>	
一 費用総額の比較による評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 簡易な検討の趣旨について、追記を行うことが望ましい。</li> <li>・ 費用総額に入れる費用項目の検討が必要である。</li> <li>・ 各費用項目の定義を検討することが必要である。</li> </ul>
二 その他の方法による評価	費用総額の比較による評価だけでは、事業規模が小さい事業では、プラス評価が出づらいのが実情であるため、市民サービス向上など定性的な評価項目を追加する必要がある。
<b>6.詳細な検討</b>	
詳細な検討	評価基準に関する検討が必要である。
<b>7.評価結果の公表</b>	
一 簡易な検討の結果の公表	結果の公表に関する方針や項目などの検討が必要である。
二 詳細な検討の結果の公表	結果の公表に関する方針や項目などの検討が必要である。

(3) 優先的検討規程案の策定

項目案の検討を踏まえて、図表Ⅱ-2-5に示す通り、優先的検討規程案の策定を行った。

図表Ⅱ-2-5 広陵町 PPP/PFI 手法導入優先的検討規程案の概要

項目	内容	
1 総則		
一 目的	本規程は、優先的検討を行うにあたって必要な手続を定めることにより、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起を図り、効率的かつ効果的に社会資本を整備するとともに、国民に対する低廉かつ良好なサービスの提供を確保し、もって国民経済及び地域経済の健全な発展に寄与することを目的とする。	
二 定義	<p>本規程において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>イ. PFI 法 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）</p> <p>ロ. 公共施設等 PFI 法第 2 条第 1 項に規定する公共施設等</p> <p>ハ. 公共施設整備事業 PFI 法第 2 条第 2 項に規定する公共施設等の整備等に関する事業</p> <p>ニ. 利用料金 PFI 法第 2 条第 6 項に規定する利用料金</p> <p>ホ. 運営等 PFI 法第 2 条第 6 項に規定する運営等</p> <p>ヘ. 公共施設等運営権 PFI 法第 2 条第 7 項に規定する公共施設等運営権</p> <p>ト. 整備等 建設、製造、改修、維持管理若しくは運営又はこれらに関する企画を良い、国民に対するサービスの提供を含む。</p> <p>チ. 優先的検討 本規程に基づき、公共施設等の整備等の方針を検討するにあたって、多様な PPP/PFI 手法の導入が適切かどうかを、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法に優先して検討すること</p> <p>リ. 指針 「多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針」（令和 3 年 6 月 18 日民間資金等活用事業推進会議決定）</p>	
三 対象とする PPP/PFI 手法	<p>本規程の対象とする PPP/PFI 手法は次に掲げるものとする。</p> <p>1) 民間事業者が公共施設等の運営等を担う手法</p>	
	手法名	概要



公共施設等運営権方式	利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を行政が有したまま施設の事業運営に関する権利を長期間にわたって付与する方式。
指定管理者制度	地方自治法第 244 条の 2 に基づき、公の施設の管理・運営を、法人その他の団体に包括的に行わせることができる制度。
包括的民間委託	性能発注の考え方に基づく委託方式。原則として複数年契約。
O ( 運 営 等 Operate) 方式	民間事業者が維持管理及び運営を行う方式。

2) 民間事業者が公共施設等の設計、建設又は製造及び運営等を担う手法

手法名	概要
BTO 方式	民間事業者が施設の設計・施工・維持管理・運営を包括して行う方式。施設の所有権は、建設完了後速やかに民間事業者から行政に移転する。
BOT 方式	民間事業者が施設の設計・施工・維持管理・運営を包括して行う方式。施設の所有権は、事業終了後に民間事業者から行政に移転する。
BOO 方式	民間事業者が施設の設計・施工・維持管理・運営を包括して行う方式。施設の所有権は、民間事業者から移転しない。
DBO 方式	行政が資金調達を行い、民間事業者に施設の設計・施工を委託する。施設の所有権は行政にあり、維持管理・運営を民間事業者に包括して発注する（公設民営）。

RO 方式	民間事業者が施設の改修・維持管理・運営を包括して行う方式。施設の所有権の移転はない。
ESCO	Energy Service Company の略で、省エネルギーに関する包括的なサービスを提供する事業。

3) 民間事業者が公共施設等の設計及び建設又は製造を担う手法

手法名	概要
BT 方式	民間事業者が施設の設計・施工を包括して行う方式。 維持管理・運営は、行政又は民間事業者が行う。施設の所有権は、建設完了後速やかに民間事業者が行政に移転する。

4) その他

手法名	概要
リース方式	民間事業者等の資金で施設を整備し、施設を一定期間行政にリースする。
成果連動型民間委託契約方式 ( PFS:Pay For Success)	行政課題の解決に対応した成果指標を設定し、成果指標値の改善状況に連動して委託費等を支払うことにより、より高い成果の創出に向けたインセンティブを民間事業者に強く働かせることが可能となる方式。

※上記の PPP/PFI 手法は例示であり、例えば、公的不動産の利活用（定期借地権方式、公共所有床の活用、占用許可等の公的空間の利活用等）等を追加することも考えられます。

※公共施設等運営権方式については、BTO 方式等と組み合わせて活用することも考えられます。

<b>2 優先的検討の開始時期</b>	
<p>新たに公共施設等の整備等を行うために基本構想、基本計画等を策定する場合及び公共施設等の運営等の見直しを行う場合のほか、次に掲げる場合その他の公共施設等の整備等の方針を検討する場合に、あわせて優先的検討を行うものとする。</p> <p>一. 公共施設等総合管理計画又は「インフラ長寿命化基本計画」（平成 25 年 11 月 29 日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）Ⅳの「個別施設計画」の策定又は改定を行うとき</p> <p>二. 二. 「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（平成 26 年 8 月 29 日総務省自治財政局通知）第 2 の「総合戦略」の策定又は改定を行うとき</p> <p>三. 三. 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成 26 年 12 月 27 日閣議決定）Ⅱ2（3）の「地方版総合戦略」の策定又は改定を行うとき</p> <p>四. 第二号に掲げるもののほか、公営企業の経営の効率化に関する取組を検討する場合</p> <p>五. 国公有地の未利用資産等の有効活用を検討する場合</p> <p>六. 公共施設等の集約化又は複合化等を検討する場合</p>	
<b>3 優先的検討の対象とする事業</b>	
<p>一 次のいずれかに該当する事業その他民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用する効果が認められる公共施設整備事業</p>	<p>イ. 建築物又はプラントの整備等に関する事業</p> <p>ロ. 利用料金の徴収を行う公共施設整備事業</p>
<p>二 次のいずれかの事業費基準を満たす公共施設整備事業</p>	<p>イ. 事業費の総額が 1 億円以上の公共施設整備事業（建設、製造又は改修を含むものに限る。）</p> <p>ロ. 単年度の事業費が 3,000 万円以上の公共施設整備事業（運営等のみを行うものに限る。）</p>
<p>三 事業費基準の例外</p>	<p>検討にあたり、導入すること自体が目的ではなく、最も効果的・効率的な事業手法であった場合に導入を選択することとする。</p> <p>イ. 民間による事業実施に制度的な障壁がないこと</p>

	<p>法令等により、民間事業者が事業主体になることが制限されていない事業とする。</p> <p>ロ. 民間の経験やノウハウが活用できること</p> <p>PPP/PFI は民間の資金、技術、ノウハウ等を活用して、効果的でより質の高い公共サービスの提供を図るもので、民間事業者がそうしたノウハウ等を有し、かつ、創意工夫が発揮できる事業内容であることが必要である。</p> <p>ハ. 長期にわたり安定して継続される事業であること</p> <p>PPP/PFI 事業は、支払額の平準化が可能となるため、事業期間が長いほど毎年の支払額は少なくなる。しかし、事業開始時に想定される全ての取り決めを契約にするため、事業期間中に民間事業者委ねる業務内容を変えることは容易ではない。そのため、事業期間中に業務内容が大幅に変更する可能性がないか検討することが必要である。</p> <p>二. 公的不動産の利活用</p> <p>町が所有している土地・建物である公的不動産を譲渡や売却、賃貸借、建替といった民間事業者によって何かしら活用を行うことが可能であるか検討することが必要である。</p> <p>ホ. 成果連動型民間委託契約方式（(PFS:Pay For Success) が活用できること</p> <p>成果連動型民間委託契約方式は、国または地方公共団体等が民間事業者委ねる事業であり、解決すべき行政課題に対応した成果指標を設定し、民間事業者への支払額を当該成果指標値の改善状況に連動させる方式であり、運営を行っていくにあたって当該方式を採用できる事業内容であることが必要である。</p>
<p>四 対象事業の例外</p>	<p>次に掲げる公共施設整備事業を優先的検討の対象から除くものとする。</p> <p>イ. 既に PPP/PFI 手法の導入が前提とされている公共施設整備事業</p> <p>ロ. 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく市場化テストの導入が前提とされている公共施設整備事業</p> <p>ハ. 民間事業者が実施することが法的に制限されている公共施設整備事業</p> <p>ニ. 災害復旧事業等、緊急に実施する必要がある公共施設整備</p>

		事業
4 適切な PPP/PFI 手法の選択		
一 採用手法の選択	<p>町は、優先的検討の対象となる公共施設整備事業について、次の 5 の簡易な検討又は 6 の詳細な検討に先立って、当該事業の期間、特性、規模等を踏まえ、当該事業の品質確保に留意しつつ、最も適切な PPP/PFI 手法（以下「採用手法」という。）を選択するものとする。</p> <p>この場合において、唯一の手法を選択することが困難であるときは、複数の手法を選択できるものとする。</p>	
二 評価を経るに採用手法導入の決定	<p>町は、採用手法が次に掲げるものに該当する場合には、それぞれ次に定めるところにより、当該採用手法の導入を決定することができるものとする。</p> <p>イ. 指定管理者制度 次の 5 の簡易な検討及び 6 の詳細な検討の省略</p> <p>ロ. 当該事業が施設整備業務の比重の大きいもの又は運営等の業務内容が定型的なものに該当する場合における BTO 方式 次の 5 の簡易な検討を省略し、6 の詳細な検討を実施</p> <p>ハ. 民間事業者から PPP/PFI に関する提案がある場合であって、当該提案において、従来型手法による場合と採用手法を導入した場合との間での費用総額の比較等の客観的な評価により、当該採用手法の導入が適切であるとされている場合における当該採用手法 次の 5 の簡易な検討を省略し、6 の詳細な検討を実施</p> <p>ニ. 町内での同じ方式で事業を実施した実績があり、有効だと該当する場合の当該採用手法 次の 5 の簡易な検討を省略し、6 の詳細な検討を実施</p>	
5 簡易な検討		
一 趣旨	<p>町は、次の 6 の詳細な検討に先立ち、採用手法について、次の二の基準に従って簡易な評価を行うことにより、導入に適しないと評価された公共施設整備事業は、詳細な検討を行うまでもなく PPP/PFI 手法を導入しないこととすることができるものとする。</p> <p>この簡易な検討にあたっては、専門的な外部コンサルタントを活用した詳細な費用等の比較を行うことまでは必要としない。</p>	

<p>二 評価基準</p>	<p>イ. 費用総額の比較による評価</p> <p>町は、別紙の PPP/PFI 手法簡易定量評価調書により、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法による場合と、採用手法を導入した場合との間で、次に掲げる費用等の総額（以下「費用総額」という。）を比較し、採用手法の導入の適否を評価するものとする。</p> <p>4において複数の手法を選択した場合においては、各々の手法について費用総額を算定し、その最も低いものと、従来型手法による場合の費用総額との間で同様の比較を行うものとする。</p> <p>① 公共施設等の整備等（運営等を除く。）の費用  ② 公共施設等の運営等の費用  ③ 民間事業者の適正な利益及び配当  ④ 調査に要する費用  ⑤ 資金調達に要する費用  ⑥ 利用料金収入</p> <p>なお、この比較にあたっては、PPP/PFI 手法の導入について民間事業者との意見交換が行われている場合には、上記費用等の算定にあたってその内容を踏まえるものとする。</p> <p>ロ. その他の方法による評価</p> <p>町は、採用手法の過去の実績が乏しいこと等により費用総額の比較が困難と認めるときは、イにかかわらず、次に掲げる評価その他公的負担の抑制につながることを客観的に評価することができる方法により採用手法の導入の適否を評価することができるものとする。</p> <p>① 民間事業者への意見聴取を踏まえた評価  ② 類似事例の調査を踏まえた評価  ③ 民間の資金、技術、ノウハウ等を活用して、効果的であり質の高い公共サービスの提供を図るもので、民間事業者がそうしたノウハウ等を有し、かつ、創意工夫が発揮できる事業内容と評価できる</p>
<p>6 詳細な検討</p>	
<p>一 趣旨</p>	<p>町は、5において PPP/PFI 手法の導入に適しないと評価された公共施設整備事業以外の公共施設整備事業を対象として、詳細な検討を行い、採用手法の適否を評価するものとする。</p>

	二 評価基準	<p>詳細な検討において、公共施設等の管理者等は、専門的な外部コンサルタントを活用するなどにより、要求水準、リスク分担等の検討を行ったうえで、詳細な費用等の比較を行い、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法による場合と、採用手法を導入した場合との間で、費用総額を比較し、採用手法の導入の適否を評価するものとする。</p>
<b>7 評価結果の公表</b>		
	評価結果の公表	<p>町は、公共施設整備事業が 5 又は 6 で PPP/PFI 手法の導入に適しないと評価した場合には、次に掲げる事項を、インターネット上で公表するものとする。公表の時期については入札手続等の公正さを確保するため、入札手続の終了後等の適切な時期に行うものとする。</p> <p>一. PPP/PFI 手法を導入しないこととした旨</p> <p>二. 評価の内容 (5 の二イ①から⑥に掲げるそれぞれの費用等の額を含む。)</p>

#### (4) 別添資料の作成

優先的検討規程案を実際に運用する際に、参考資料となるように運用フローや優先的検討の際の検討メンバー構成、簡易な検討の際の検討方法などについて取りまとめた資料として「別添 1 広陵町 PPP/PFI 手法優先的検討規程案」を作成した。

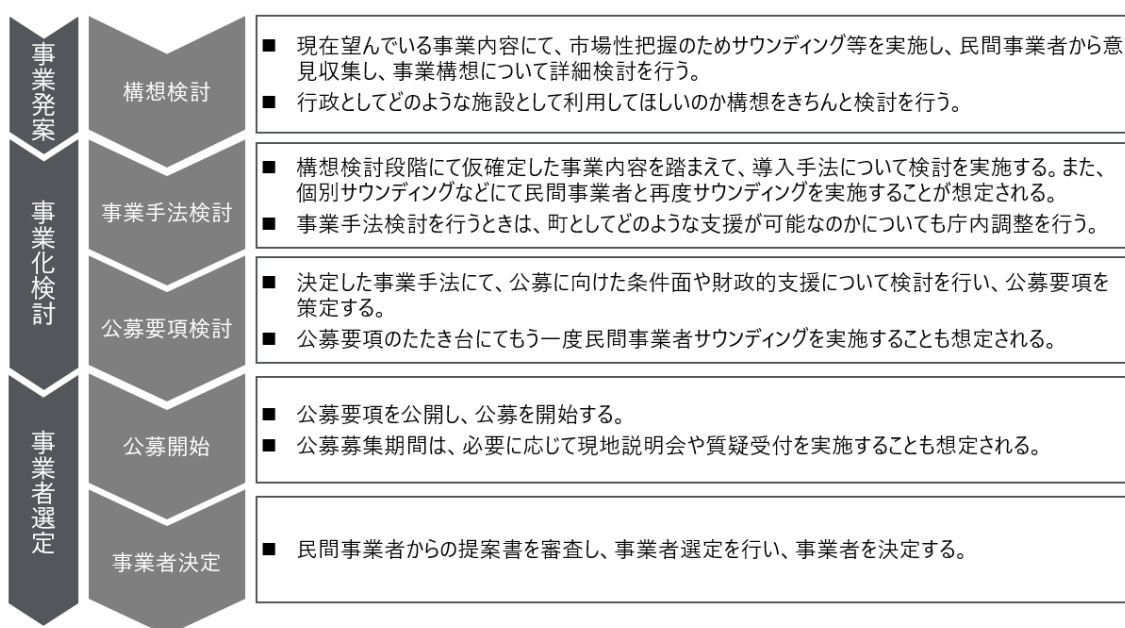
また、簡易な検討の検討結果の報告書として「別添 2 PPP/PFI 簡易検討調書」を作成した。

3) 優先的検討規程案に基づいた運用支援

(1) 事業案件に関する事業開始時から事業者選定に至るまでのシナリオ・手順フロー図の作成

図表Ⅱ-2-6 に示す通り、事業構想の検討時から事業者選定に至るまでのシナリオを作成し、各段階で留意すべき点や民間事業者からのサウンディングを実施することで実現性の高い官民連携事業となるため、サウンディングの実施ポイントを合わせて記載した。

図表Ⅱ-2-6 作成した手順フロー図





(2) 優先的検討規程案を踏まえた事業案件の検討

① 規程を運用して進める事業案件の概要

図表Ⅱ-2-7に示す通り、町内にある9施設の改修を行い、その後の維持管理を民間事業者に委託するとともに、一部施設では民間事業者のノウハウを活用した運営を包括して事業内容とした長寿命化施設改修事業の検討を行った。

運営を委託する施設の選定について、現在指定管理者制度を導入しているが、利用者が減少しているという課題を抱えている「ふるさと会館グリーンパレス」とスポーツ・レクリエーション施設として更なる利用者の増加を目指している「広陵中央体育館」「広陵健民運動場」「真美ヶ丘体育館」の計4施設とした。

図表Ⅱ-2-7 規程を運用して進める事業案件の概要

No.	カテゴリ	施設名	面積(m <sup>2</sup> )	事業(千円)	民間事業者に期待する業務		
					改修	維持管理	運営
1	保健福祉施設	ふるさと会館グリーンパレス	2,792.00	33,500	○	○	○
2	スポーツ・レクリエーション施設	広陵中央体育館	3,177.00	33,600	○	○	○
3	学校教育施設	真美ヶ丘中学校	8,005.00	1,604,504	○	○	
4	学校教育施設	広陵西小学校	4,918.00	50,000	○	○	
5	子育て支援施設	広陵西保育園	908.08	185,232	○	○	
6	子育て支援施設	真美北保育園	747.00	152,388	○	○	
7	スポーツ・レクリエーション施設	広陵健民運動場	412.00	8,900	○	○	○
8	スポーツ・レクリエーション施設	真美ヶ丘体育館	811.00	164,640	○	○	○
9	学校教育施設	真美ヶ丘第二小学校	7,040.00	1,421,800	○	○	

② 事例等の情報提供

図表Ⅱ-2-8に示す通り、運営事業の対象施設となる「学校教育施設」「子育て支援施設」「スポーツ・レクリエーション施設」の3分野で民間事業者運営を委託することによるメリットを整理した。また、宿泊施設については、施設改修にあわせて運営面でどのような民間ノウハウを活用しているのかを記載することによって、宿泊施設改修にあたっての留意点等を情報提供した。

図表Ⅱ-2-8 類似事例一覧

事業名/施設名	事業概要	参考ポイント
奈良県橿原市 「体育館等指定管理事業」	市内の6施設を1事業として指定管理者制度を導入している。維持管理や軽微な修繕業務を民間事業者が実施し、その他の修繕は市が行うことでリスク分担している。また、民間事業者が自主事業としてプログラム等の提供を行っている。	体育館施設などを包括して指定管理者制度を活用することで、各施設の利用サービスの向上を図るとともに、修繕については市のリスク区分として設定している。
東京都北区 「東十条保育園」	指定管理者制度を導入し区民センターに公設民営保育園を設置している。その他に子育て支援コーナーを併設し、自主事業として産休明け保育やスポット保育など、働く世代にあわせたサービスを提供している。	指定管理者制度を利用した公設民営の保育園では、延長保育やスポット保育、一時預かり保育などにおいて民間ノウハウを活用したサービス提供を図っている。
岡山県倉敷市 「倉敷市少年自然の家施設整備運営事業」	少年自然の家を回収しBTO方式で施設全体をリニューアルする事業である。改修後は学校との連携や山に関する学習プログラムを計画しており、飲食・物販事業も予定している。	改修と維持管理・運営を包括発注するRO方式とBTO方式を組み合わせ、宿泊施設をリノベーションすることで、施設全体の活性化を図っている。

③ 検討項目の整理

簡易な検討を行うにあたって、図表Ⅱ-2-9に示す通り、事業案件の検討項目を受託者で整理し、広陵町で検討を行った。

図表Ⅱ-2-9 検討事項一覧

項目	内容
事業内容	活用用途は現状と同様で良いか検討した。
事業の方向性	事業内容を踏まえて、解決したい課題や目的達成に向けた事業の方向性を仮設定する必要がある。
事業費	設計・建設・運営・維持管理における民間事業者に対する期待・役割を仮設定のうえ、事業方式（PFI、指定管理者など）を検討し、各事業で想定される金額について、類似事例等を参考にし算出した。
定量的評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 整備等費用については、各用途面積をもとに、改修工事に必要な費用を類似事例やその他の単価基準が設定から引用することを想定した。</li> <li>■ 運営費等費用については、各用途の面積をもとに、類似した用途での現在の町の単価を算出し、類似事例や削減率を仮設定して算出した。</li> <li>■ 指定管理者制度を導入している類似施設で、料金設定している場合は、利用料金収入の参考として仮設定した。</li> <li>■ 資金調達費用としては、類似事例で活用された補助金等を確認し、該当がない場合は一定額を町で負担する想定（約700万円）で仮設定した。</li> </ul>

④ 定性的評価

優先的検討規程案をもとに簡易検討の報告書として作成した PPP/PFI 検討調書として定性評価の評価項目案を設定し、図表Ⅱ-2-10 に示す通り、定性評価を実施した。

図表Ⅱ-2-10 定性評価結果

項目	評価	内容
民間による事業実施に制度的な障壁がないこと	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 小学校や中学校について、維持管理は一部可能だが、運営は生徒の安全性確保の観点を踏まえ、除外している。</li> <li>■ 保育園については、公設民営での運営を想定しており、他団体でも導入されていることから、制度的な障壁は少ないと考えられる。</li> </ul>
民間の経験やノウハウが活用できること	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 保育園については、民営化や公設民営で運営している地方公共団体も多く、時間外保育や病児保育などのサービスを提供することによって保護者の満足度向上が期待される。</li> <li>■ ふるさと会館グリーンパレスについては、宿泊施設と会議室の複合施設となっており、宿泊施設を効率的な運営を活かすために民間の経験やノウハウを活用できることが期待される。</li> <li>■ 体育館施設について、効率的な管理運営や住民サービスを向上するためのプログラム提供を民間のノウハウによって期待できる。</li> </ul>

⑤ 定量的評価（簡易 VFM）

支援対象団体による優先的検討規程の運用における定量的評価の実施にあたって、前提条件の設定が困難であった維持管理・運営費、事業期間及び利用料金の設定方法の考え方を整理し、簡易 VFM の検討を支援した。

■ 前提条件の整理

簡易 VFM の算出にあたり、図表Ⅱ-2-11 に示す通り、必要な前提条件を整理した。

図表Ⅱ-2-11 前提条件の整理

項目	内容	設定方法
事業範囲	設計・改修、維持管理 運営（一部施設のみ）	—
PSC	設計費：613,617 千円 改修費：6,136,168 千円 維持管理・運営費：98,323 千円	設計費及び改修費については、「広陵町長寿命化計画」で設定されている単価、維持管理・運営費は「広陵町公共施設総合管理計画」の分野別単価にそれぞれ面積を乗じて算出
削減率	設計：改修費：10% 維持管理・運営費：7%	最新動向をもとに設定
事業期間	13 年	設計・改修：3 年 維持管理・運営：10 年
資金調達	起債を前提	—
その他	利用料金収入：7,965 千円	【体育館の年間利用料】 465,300 円 【ふるさと会館グリーンパレス】 75,000,000 円

■ 算定結果

簡易 VFM を行った結果、図表Ⅱ-2-12 に示す通り、PFI 手法の方が従来型手法より財政的負担が少なく、PFI 手法で行うことが望ましいという結果になった。

図表Ⅱ-2-12 簡易 VFM 算出結果

従来型手法	PFI 手法	VFM
6,849,533 千円	6,500,240 千円	5.1%

⑥ 総合評価

定量的評価では、民間主体で行う PFI 手法の方が、町が主体で行う従来型手法のより行政側の財政的支出が軽減される結果になった。一方、民間による事業実施による障壁は低いと考えられるが、特にふるさと会館グリーンパレスは、どのような用途で運営を行うか検討するため、今後周辺環境の環境について再整理することが必要である。今後は PFI 手法だけでなく PPP 手法を視野にいれ、事業概要の詳細検討や民間事業者からのヒアリングを実施することが望ましいと考えられる。

(3) 優先的検討規程案の改善案の提示

事業案件の検証結果を踏まえて、図表 II-2-13 に示す通り、優先的検討規程案の課題を抽出し、優先的検討規程案の改善案を作成した。

図表 II-2-13 広陵町 PPP/PFI 手法導入優先的検討規程案の改善案

項目	課題	反映内容
3. 優先的検討の対象とする事業		
三. 事業費基準の例外	当初「長期的に安定的な事業が実施できること」という項目を入れていたが、昨今の情勢を踏まえると、長期的な事業以外にも該当する可能性がある。	「長期的に安定的な事業が実施できること」という項目を削除することとした。
5. 簡易な検討		
二-ロ. その他の方法による評価	簡易な検討段階で民間事業者へのヒアリングや事例調査は難しいと考え、庁内職員で検討しやすい項目に変更する必要がある。	「民間による事業実施に制度的な障壁がないこと」「民間の経験やノウハウが活用できること」「行政職員の業務負荷の軽減が期待できること」の3項目に変更した。また、「民間の経験やノウハウを活用できること」を検討する際には、官民のリスク分担も想定した評価コメントを記載することとした。

#### (4) 優先的検討規程を策定するにあたっての課題と解決の方向性

##### ① 優先的検討の対象事業の設定方法

人口 20 万人以上の地方公共団体が優先的検討規程を策定する際には、「①建設費も含めた事業費が 10 億円以上である事業」または「②単年度の事業費が 1 億円以上である事業」を対象事業とするケースが多数ある。しかし、人口 20 万人未満の地方公共団体では、該当する大規模事業が少なく、各団体の実態にそぐわないなどの課題が生じており、本業務でも対象基準として事業費の設定が課題となった。

本業務では、過去の事業費の平均値等を踏まえて「①建設費も含めた事業費が 1 億円以上である事業」または「②単年度の事業費が 3,000 万円以上である事業」と設定しており、地方公共団体ごとの状況を踏まえ、適切な金額設定にする必要がある。

##### ② 簡易な検討方法

対象事業を庁内職員で実施する簡易な検討について、多くの地方公共団体では、簡易 VFM 算定を行い、財政的に効果が出るかを検証のうえ、詳細な検討の実施可否を判断している。しかし、VFM 算定では一定規模以上の事業が有利になる可能性があるなど事業規模に大きく影響される。人口 20 万人未満の地方公共団体では、一定規模以上の大規模事業が少なく、簡易 VFM 算定結果だけで簡易な検討を実施するのは PPP/PFI 事業の推進が難しくなると考えられる。

そのため、簡易な検討を行う際には、従来型手法では提供できないサービスの実施や民間事業者と連携することで、生じる効果などが期待できる事業などがあることから、定性的評価を入れることにより、直接的に財政的な効果が見込まれにくい事業でも PPP/PFI 事業の詳細検討が可能となる。また、地方公共団体職員の業務量軽減も PPP/PFI 事業の大きなメリットになるため、人口 20 万人未満の団体では、業務量軽減についても判断基準に検討することが考えられる。

##### ③ 庁内体制

広陵町では、公民連携に関する中心部署を設定し、公民連携の推進に向けて積極的に事業を推進していくことを町の方針としている。そのため、優先的検討の対象にならない事業でも公民連携の実現可能性について引き続き検討を行う予定としている。

一方で、様々な公民連携を検討するには、庁内職員全体のノウハウの向上が必要となる。また、事業構想や事業の見直しを行うときには、庁内のコンサル的立場を担うファシリティマネジメント担当が関与する仕組みを検討する必要がある。

(5) 庁内研修会の開催

PPP/PFI に係る基本的な理解の促進と、優先的検討規程に関する普及を目的とし、庁内研修会の開催を支援した。庁内研修会の開催概要は、図表Ⅱ-2-14 に示す通りである。

庁内研修会では、複数の所管課から職員が参加したことで、官民連携事業の必要性や PPP/PFI 事業のスキームに関する基礎情報、優先的検討規程に関する情報の周知を図ることができた。

また、先進団体として複数の PPP 事業の事業化実績の経験を有する岡山県津山市川口氏より講演を行い、具体的な事例を通じて職員に対する PPP 事業への理解促進を深めた。

図表Ⅱ-2-14 広陵町庁内研修会の開催概要

日時	令和4年2月7日(月) 10:00~11:30、13:30~15:00
場所	WEB形式 (Zoom 会議システム) ※広陵町職員は、広陵町役場から参加
参加者	32名
講演内容	1 開会挨拶 2 講演①「PPP/PFI の概要」 (有限責任監査法人トーマツ) 3 講演②「PPP/PFI 手法導入優先的検討規程の概要」 (有限責任監査法人トーマツ) 4 講演③「負債から経営資産へ津山市が実践する公共施設マネジメント」 (岡山県津山市総務部財産活用課 FM 推進係 参事兼係長 川口義洋氏)



### 3 優先的検討規程の策定・運用に関する課題等整理

#### 1) 各支援対象団体において、優先的検討規程を策定するにあたっての課題

福井県若狭町及び奈良県広陵町において、優先的検討規程を策定・運用するにあたり、必要な取組や留意点、課題について図表Ⅱ-3-1 に示す通り、整理を行った。

福井県若狭町については、事業費や簡易 VFM 算出など定量的項目を考慮すると優先的検討の推進が難しくなる懸念があり、優先的検討の対象事業の選定は政策ヒアリングで決定し、簡易な検討については定性的項目のみで評価する方法とした。また、詳細な検討については、外部コンサルタント等への委託費の確保が難しいという観点から職員独自で実施できるような仕組みとした。今後は、優先的検討を推進するにあたって、庁内職員の PPP/PFI 事業に関する理解促進や普及啓発が課題となる。

奈良県広陵町については、優先的検討の対象事業の選定基準を過去の事業費等を踏まえて町の実情にあわせた数値を設定した。簡易な検討の際には、簡易 VFM 算定に加えて、民間ノウハウの活用や職員の業務量負荷の軽減などの定性的項目を設定した。次年度以降に公民連携推進に向けた組織改編により専門部署が立ち上がるため、専門部署が推進に向けて効果を発揮するような実務的運用ができるかが課題となる。

図表Ⅱ-3-1 優先的検討規程の策定にあたっての課題

福井県若狭町
<ul style="list-style-type: none"><li>■ 優先的検討の対象事業の基準設定において、一定規模以上の事業費の案件が少なく、優先的検討の対象基準として事業費にて設定することが難しい。</li><li>■ 簡易な検討については、簡易 VFM 算定結果だけでは PPP/PFI 事業の推進が難しくなると考えられる。</li><li>■ 詳細な検討は、通常は外部コンサルタントに委託を行うことが多いが、委託費を確保することが難しいという現状がある。そのため、詳細検討を庁内職員独自で実施することが必要となり、その際の VFM 算定や民間ヒアリング調査、類似事例調査等を行うノウハウを事前に整理する必要がある。</li><li>■ PPP 事業の推進を目指すには様々な事業手法での検討を行う必要がある。そのため、職員の PPP 事業に対する普及啓発が課題になる。</li></ul>

## 奈良県広陵町

- 優先的検討の対象事業の基準設定において、過去の事業費の平均値等を踏まえて「①建設費も含めた事業費が1億円以上である事業」または「②単年度の事業費が3,000万円以上である事業」と設定しており、その地方公共団体ごとに適切な金額設定にする必要がある。
- 一定規模以下の事業でも公民連携に可能性を検討しており、簡易検討を行う際の運用上の課題が生じている。
- 地方公共団体職員の業務量軽減は PPP/PFI 事業の大きなメリットになるが、定量的検討を行うには、検討の仕組みや判断基準の検討が必要となる。
- 広陵町では公民連携推進のため、企画担当部署に公共施設マネジメント担当を設置する予定である。そのため、事業構想や事業の見直しを行うときには庁内のファシリティマネジメント担当課への相談体制などの仕組みづくりや実務的運用ができるかを今後検討する必要がある。

### 2) 支援の過程で得られた他の地方公共団体にて策定するにあたっての留意点

本業務にて優先的検討規程を策定・運用にあたっての支援を行い、今後、他の地方公共団体が策定するにあたっての留意点や現行の手引類で改善を検討すべき点について、以下のとおり整理を行った。

#### (1) 優先的検討の対象事業の選定基準

優先的規程の対象事業選定にあたって、事業費を設定することが一般的となっているが、人口20万人未満の地方公共団体では、事業費の規模が比較的小さく、新設事業などが多くない実情を踏まえると、「①それぞれの町の過去の事業費の平均値等から事業費を設定する方法」「②事業費基準を設定せずに民間事業者が事業を実施するに制度的障壁がないなど定性的な項目のみ設定する方法」などの基準にて設定の検討を行うことで、優先的検討の対象事業の範囲を広く想定することが考えられる。

#### (2) 簡易な検討を行う際の検討方法

簡易な検討を行う際には、簡易 VFM 評価や類似事例による評価等を行う地方公共団体が多いが、簡易 VFM 算定では一定規模以上の事業でないとプラス評価にならないことが考えられ、結果として従来型方式が優位になる可能性が生じる。

近年、運営主体の事業など PPP 事業に関する様々な事業手法が出てきており、それらの事業手法を視野に、住民サービスの向上や職員の負担軽減などの効果を想定して定性的な観点から検討することが考えられる。これらの検討を行うことで、初期段階における事業費の設定に限らず幅広く簡易検討を行うことが可能となる。

### (3) 詳細な検討の実施方法

詳細な検討については、外部コンサルタント等に導入可能性調査として委託を行うのが一般的であるが、財政的に委託費を予算計上することが難しい団体も多数存在する。そのため、詳細な検討についても、職員独自で実施できるような仕組みづくりや手引きの検討を行うことが必要だと考えられる。

簡易 VFM 算定で定量的評価を行う際に、従来型方式の方が、財政的負担が少ない結果になった場合でも下限値を設定し、PPP/PFI 導入の採用が促進されることが有効だと考えられる。また、職員独自で、サウンディングや類似事例の調査が実施できる体制構築や民間事業者とのネットワーク形成の場の形成が必要である。

### (4) 優先的検討規程策定後の庁内体制構築の必要性

優先的検討規程の策定後に規程をもとに PPP/PFI 事業の推進に向けて更なる検討が進むように庁内体制の構築が重要となる。庁内における各所管課などに対するコンサルタント的な役割を担う部署を決め、官民連携事業に関する相談や検討の際には伴走できる仕組みやルール設定を検討し、庁内におけるノウハウの蓄積を図る必要がある。

### (5) 庁内職員への PPP/PFI に関する普及啓発

優先的検討の対象事業となった場合、簡易な検討等を行うのは担当課の職員になるため、庁内のコンサルタント的な役割を担う部署の職員のみならず、庁内職員が PPP/PFI に関する目的や事業方式等、最低限の知識やノウハウの習得が必要となる。そのため、定期的に勉強会を開催するなど、PPP/PFI に関する普及啓発を実施する必要がある。